

「グループB」とは何か

1. 興味津々の理由

キャッチオール規制対象外の地域を「ホワイト国」ではなく「グループA国」と呼ぶようになって2年が過ぎました。それ以外の地域（すなわちキャッチオール規制対象地域）も、非「ホワイト国」ではなく「グループB～D国」と3分して呼ばれるようになりました。

国別・品目別許可手続き(政令改正後)

国別・品目別の個別の事情がある場合、この整理によらない場合もある。

国別カテゴリ	品目		機微度 →
	キャッチオール規制	リスト規制	
グループA (輸出令別表第3の国・地域)	×	<ul style="list-style-type: none"> 一般包括* 特別一般包括** 個別許可(原則、地方局等) 	個別許可 (原則、本省等)
グループB (輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域)	○	<ul style="list-style-type: none"> 特別一般包括 (韓国向け3品目を除く) 個別許可(原則、地方局等) 	個別許可 (原則、本省等)
グループC (グループABDのいずれにも該当しない国・地域)	○	<ul style="list-style-type: none"> 特別一般包括 個別許可 (原則、地方局等) 	個別許可 (原則、本省等)
グループD (輸出令別表3の2、別表4の国・地域) (いわゆる「懸念国」)	○	個別許可 (原則、本省等)	

(経産省サイト https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/export_control_korea/pdf/gaiyo_ip.pdf より)

B・C・Dの区分は何で、それぞれどんな国が含まれるのか、知りたいと思うのが人情でしょう。

分類再編のきっかけが韓国の処遇変更であり、「韓国がグループB」ということは知られています。グループDについても、「いわゆる懸念国」を指すことが政府資料で説明されています。

問題はBとCの区分です。Bは「輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域」ですが、ここでいう「一定要件」についての情報開示はありません。一方、Cについては「ABD以外」、要するに（普通の国のうち）「B以外」。これでは、「みんなで詮索を楽しんでくれ」と言われているようにしか思えません。（はたしてわからせようという意欲があるのかと）

マスコミから政府への問い合わせもあったと聞きます。当局担当者の回答はあった筈です。しかしグループBがどんな国から構成されるのかを書いた新聞記事を、私は見たおぼえがありません。（2019年9月1日付け日経4946も「韓国(8.28～)・バルト3国など10～20カ国」と書いていますが、まだ国名の特定には至っていません。 <https://www.nikkei4946.com/knowledgebank/selection/detail.aspx?value=1571>）

民間のセミナーや教材の多くは、とりあえず上掲資料の丸写しで「CはABDでない国」「Bは”一定の要件”満たす国」と講釈を垂れています。（正解を示しているのはCISTECだけ 3節）しかし前述の通り「一定の要件」の内容を教えてくれないのでは、BとCの違いについてはヨクワカランと言って逃げているに等しい。ワカランのなら素直にそう言えばいいのに。




2. 「6か国説」

当局が情報出さない、新聞社も報道しない、という状況下では当然、様々な臆測が流れることとなります。比較的知られているのが、Wikipediaの6か国説です。信用して引用する人を時に見かけますが、3節で述べるように、この情報は誤りです。

グループB

国際輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域。

ヨーロッパ (3)

-  エストニア - バルト三国。
-  ラトビア - 同上。
-  リトアニア - 同上。

アフリカ (1)

-  南アフリカ共和国

アジア (2)

-  トルコ
-  韓国

3. 正解は 16 か国

『CISTEC ジャーナル』2021年7月号274頁を引用します。

グループ B は、運用通達の別表第 1 の別紙の注に規定されている「い地域②」+「は地域①」+「ほ地域」+「り地域」の国・地域です。

国名でいうと？（ここではアルファベット順で表記）

「い地域②」；ベラルーシ、ブラジル、キプロス、エストニア、カザフ、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南ア、トルコ、ウクライナ

※ 「い②」は2項（原子力関連規制）の申請時に優遇あり

「は地域①」；キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、

※ 「は①」は3項・3の2項（化学・生物兵器関連規制）の申請時に優遇あり

「ほ地域」；ブラジル、アイスランド、南ア、トルコ、ウクライナ

※ 「ほ」は4項（ミサイル関連規制）の申請時に優遇あり

「り地域」；韓国

※ 「り」は半導体材料3品目（フッ化水素…3項、ポリフッ化イミド…5項、レジスト…7項）以外の申請時に優遇あり

重複記述を除外して並べると次の16か国です。

ベラルーシ、ブラジル、キプロス、エストニア、アイスランド、カザフ、韓国、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南ア、トルコ、ウクライナ

私も「信頼すべき筋」から上記と同じ情報を聞いたことがありますから、これで間違いないでしょう。

この情報はCISTECが2019年11月・12月に開催した「実務演習コース」セミナーでも披露されています。（『CISTEC ジャーナル』2020年3月号の321頁・326頁に掲載）

4. 国際輸出管理レジームとの関係

冒頭にもある通り経産省はグループ B を、「輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域」と説明しています。では各レジームにどんな国が参加しているのかをまとめてみました。

予想通り NSG では「い地域②」、AG では「は地域①」、MTCR では「ほ地域」の国が参加していることが見て取れます。

NSG (2 項関係) 参加の 48 国

グループ A の 26 か国 + 韓国 + 日本
+ 「い地域②」の 14 か国
+ アイスランド、クロアチア、セルビア、中国、メキシコ、ロシア
※ グループ B の 16 か国はすべて参加

AG (3 項・3 の 2 項関係) 参加の 42 か国

グループ A の 26 か国 + 韓国 + 日本
+ 「は地域①」の 10 か国
+ アイスランド、インド、ウクライナ、メキシコ
※ グループ B で参加していないのはカザフ、ベラルーシ・ブラジル・南ア

MTCR (4 項関係) 参加の 35 か国

グループ A の 26 か国 + 韓国 + 日本
+ 「ほ地域」の 5 か国
+ インド、ロシア
※ グループ B で参加していないのは、ベラルーシ・キプロス・バルト 3 国・カザフ・マルタ
ルーマニア・スロバキア・スロベニア

ワッセナー協定 (5~15 項) 参加の 42 か国

グループ A の 26 か国 + 韓国 + 日本
+ インド、ウクライナ、バルト 3 国、クロアチア、スロバキア、スロベニア、トルコ、南ア
マルタ、メキシコ、ルーマニア、ロシア
※ グループ B で参加していないのはベラルーシ・ブラジル・キプロス・アイスランド・カザフ

5. グループ B だったらどうなんだ？

前述の通り、どういう条件を満たせばグループ B に分類されるのか、について情報は開示されていません。では反対にグループ B に分類されたらどういうよいことがあるのでしょうか？

実は「グループ B に分類されたことによる恩恵」はありません。

「アレっ？」と思われた方もいらっしゃるでしょう。3 節で「い地域②、は地域①、ほ地域、り地域」には許可申請時の優遇あり」と述べたのと話が違うではないか、と。

理由 1 ; たしかに「り地域」・「い地域②」に分類されれば 2 項品の申請手続きは簡略化されます。

「り地域」・「は地域①」の国は、3 項・3 の 2 項品の申請に簡略化があります。

「り地域」・「ほ地域」の国は、4 項品で手続きが簡略化されます。

📄 手続き簡略化の概要は附録参照

しかし「グループ B に分類されたから手続きが簡略化される」わけではありません。グループ B 国であっても、この恩恵にあずかれないことがあります。しかもグループ B 国で、かつその品目に関する国際レジームに参加しているのに恩恵なしというケースもあります。

品目	「恩恵」外の国
2 項品 (対応レジームは NSG)	NSG 加盟国のアイスランド (1 か国)
3 項・3 の 2 項品 (対応レジームは AG)	AG 未加盟のベラルーシ・ブラジル・カザフ・南ア AG 加盟国のウクライナ (計 5 か国) ※このほか、韓国 (AG 加盟国) も、フッ化水素輸出では恩恵なし
4 項品 (対応レジームは MTCR)	MTCR 未加盟のベラルーシ・キプロス・エストニア・カザフ・ラトビア リトアニア・マルタ・ルーマニア・スロバキア・スロベニア・南ア (11 か国)

理由 2 ; 「い地域②、は地域①、ほ地域、り地域」向け手続き簡略化は、グループ B 成立以前から存在していました。「グループ B に格付けして貰えたから」というものではないのです。

それではグループ B という分類にはどんな意味・意図があるのでしょうか？

ヒントになるのが、TV 東京の西野アナウンサーによる細川明星大教授（当時は中部大教授）インタビューです。[\(https://business.nikkei.com/atcl/seminar/19/00070/080600007/\)](https://business.nikkei.com/atcl/seminar/19/00070/080600007/)

細川氏：ホワイト国というのは俗称でしたが、分かりやすいから使っていました。ただ、ホワイトと非ホワイトという 2 つだけでは、非ホワイトになった途端に、北朝鮮のような懸念国と同列という受け止め方をされかねません。実際に韓国もそういう受け止め方をしている。そこで、そうではないことを理解してもらうために、4 分類にしたのです。

西野：どうしてこのタイミングだったのでしょうか。例えばアルファベットの呼称に変えてから、B にしますと言っていたら、ここまで大きなごたごたは起きなかったのではないのでしょうか？

細川氏：分かりやすさを考慮して、最初はホワイト国から外すという言い方をしたのでしょうか。ただ、インパクトが強すぎたので、淡々と事実を伝えるためにも 4 分類にしたのでしょうか。今回の変更では、グループ C に ASEAN（東南アジア諸国連合）など、アジアのほとんどの国が含まれています。B はそれよりも少し基準が緩やかな国ということになります。

御発言からは、とりあえず次のことが読み取れるかと思います。

「ホワイト国・非ホワイト国の2分類」から「ABCDの4分類」に変わった契機は韓国問題。韓国を「非ホワイト国」とするのは、北朝鮮と同じランクに見えてしまう。韓国が「それより上だよ」とわかるように、「非ホワイト国」を「BCD」に3分割した。

BCの構成国を明言せぬままに「CにはASEANなどアジアのほとんどの国が含まれている」と言われても、読者としては困ってしまいますが、それはともかく「韓国をそれなりに遇する」ことを目的としての区分設定ということは言えるでしょう。この区分制度のきっかけが韓国の処遇変更だったこととも通ずる解説と思います。

とすれば区分設定変更は、それによって韓国以外の国の処遇をどうしようというものではなかったこととなります。韓国以外の国は、極言すれば刺身のツマだったわけですね。

つまりグループBとは「韓国その他」という存在であり、韓国以外の構成国なんて、元々どうでもいいことだったのです。それなら最近、この問題が注目されないのももっともというものです。

6. 余談3つ

6-1 今秋のパプコメ募集案

8月31日に公表された改正案で、地域区分の次のような変更が提案されています。

	変更点
アイスランド(現B)	2項品(核)が「ろ⇒い②」
インド(現C)	3項・3の2項品(化学・生物)が「は②⇒は①」、4項品(ミサイル)が「へ⇒ほ」
ウクライナ(現B)	3項・3の2項品(化学・生物)が「は②⇒は①」
クロアチア(現C)	2項品(核)が「ろ⇒い②」、3項・3の2項品(化学・生物)が「は②⇒は①」
メキシコ(現C)	2項品(核)が「ろ⇒い②」、3項・3の2項品(化学・生物)が「は②⇒は①」

はたしてインド・クロアチア・メキシコの3か国は、グループBの新メンバーと扱い、計19か国と報ずることになるのでしょうか？

6-2 なんとなく似てる

みなさんは将棋の実力制名人という称号を聞いたことがありますか？ 升田幸三の功績を顕彰するために1988年に創設された称号です。名人位2期以上かつ抜群の成績、又は名人位3期が、資格取得の条件です。升田の名人在位は2期でしたが、誰もが認める抜群の成績があり、この基準を満たすものとされ「第4代実力制名人」の称号が贈られました。

第4代ということは他にもいるんだ！ はい、升田以前に2期以上在位していた木村義雄、塚田正夫、大山康晴の3棋士が第1代から第3代に数えられています。但し木村・大山は在位5期以上だったため永世名人と呼ばれます。塚田は在位2期でしたが、大山・升田とともに一時代を築いた大棋士なので「抜群の成績」の人とすることに違和感を抱く人はいないでしょう。(但し彼は「永世九段」「名誉十段」と呼ばれることの方が多いように思います)

しかし「この他には？」などということは滅多に話題にのぼりません。候補者がまだ現役だからということもありますが、これが「升田のための称号」という認識が定着していることが最大の理由ではないかと思います。

「韓国の為のグループ分け」と似ている感じはしませんか？ 「在位 2 期かつ抜群の実績」と「国際レジーム参加かつ一定の要件満足」というところも含めて。

6-3 半可通の妄言

韓国が「ホワイト国」から外された 2019 年当時、随分いろんなことが言われました。ある自称評論家氏などは、

韓国側の出方次第では、政令を改正してグループ C 以下に落とすことは容易に行なえる。どのグループに入れるかは、これからの韓国側の対応次第ということで韓国側にプレッシャーをかける貴重なカードとなった

と述べています。

本稿をここまで読んで下さったみなさんには、上記が全くの空論であることは明らかだと思います。なぜなら元々グループ B は「韓国用の枠」だったので。「韓国のいないグループ B」なんてそれこそ「鳥のいない鳥籠」みたいなものなのです。つまり韓国は絶対外されないだろうということです。

また「グループ B から C への降格」に政令改正は不要です。(氏は、改正条文に目を通していないのでしょうね。「勉強して出直す」ことをお勧めしたいと思います)

まあみなさんは、「ホワイト国から外されると 1100 品目に個別許可が必要になる」と言い切るような御仁の言葉に惑わされることもないでしょうが。

<附録> 「い地域②、は地域①、ほ地域、り地域」向け優遇（手続き簡略化）の概要

補註 便宜上 Group D は省略しています

◆2 項 (NSG) 品の提出書類

品目	NSG 加盟国				NSG 未加盟国	
	Group A	Group B		Group C		
	「い①」	「い②」(14 か国) 「り」		「ろ」		
			アイスランド	欄外 5 か国		他多数
2 項品(全て)	<u>A セット or B(B1・B2)セット</u>			<u>C セット</u>		

NSG 加盟ながら Group C 扱いの「5 か国」；中・露・クロアチア・セルビア・メキシコ

◆3 項・3 の 2 項 (AG) 品

品目	AG に加盟				AG に未加盟		
	Group A	Group B		Group C	Group B	Group C	
	「い①」	「は①」 (10 か国)	「り」	「は②」「に②」			
			ウクライナ	欄外 3 か国	欄外 4 か国	他多数	
フッ化水素以外	<u>A セット or B(B1)セット</u>			<u>D セット</u>			
フッ化水素	<u>A セット or B(B1)セット</u>			<u>D セット</u>			

AG 加盟ながら Group C 扱いの「3 か国」；クロアチア・インド・メキシコ

AG 未加盟ながら Group B 扱いの「4 か国」；ベラルーシ・ブラジル・カザフ・南ア

◆4 項 (MTCR) 品の提出書類

品目	MTCR に加盟				MTCR に未加盟	
	Group A	Group B		Group C	Group B	Group C
	「い①」	「り」	「ほ」 (5 か国)	「へ」		
				露・印	欄外 10 か国	他多数
省令 7 条三号口仕様の の計算機 以外	<u>A セット or B(B1)セット</u>			<u>C セット</u>		
省令 7 条三号口仕様の の計算機	<u>A セット</u>		<u>F セット</u>			

MTCR 未加盟ながら Group B 扱いの「10 か国」；ベラルーシ・キプロス・エストニア・カザフ
ラトビア・リトアニア・マルタ・ルーマニア
スロバキア・スロベニア

◆「A セット」「B セット」であることの恩恵

	A	B1	B2	C・D・F
申請内容明細書が不要 (申請理由書でOK)	○	×	×	×
需要者の存在確認資料が不要	○	○	×	×
需要者の誓約書が不要	○	○	△	×

在庫販売の場合は輸入者の誓約書が必要

◆ワッセナー協定 (WA) 品は？

3 節で「り地域」(韓国)のみ優遇があると記しました。この「優遇」は、「ホワイト国」時代の名残という性格のものなので、特筆する価値は小さいように思います。とはいえ、素通りしては中途半端ですから、一応触れておくことにします。

Group B 国で優遇があるのは「告示貨物のような機微なもの」・14 項・15 項品の「り地域」向けです。Group B 国であっても、「り地域」以外の 15 か国に優遇はありません。

品目	WA に加盟			WA に未加盟		
	Group A	Group B	Group C	Group B	Group C	Group D
	「い①」	「り」	「と②」			「ち」
		欄外 10 か国	欄外 4 か国	欄外 5 か国	(多くの) 「普通の国」	「懸念国」 「武器禁輸国」
「普通」品 (= 下記以外)	<u>A セット</u>		<u>C セット</u>			
告示貨物のような 機微なもの	<u>A セット</u>	<u>B(B2) セット</u>				<u>C セット</u>
省令 7 条三号ロ／ハ 仕様の計算機	<u>A セット</u>					<u>F セット</u>
フッ化ポリイミド レジスト	<u>A セット</u>	<u>C セット</u>	<u>A セット</u>			<u>C セット</u>
14 項・15 項品	<u>A セット</u>	<u>B(B2) セット</u>				<u>C セット</u>

WA 加盟の Group B 国だが「と②」に分類（「優遇」なし）の「10 か国」

エストニア・ラトビア・リトアニア・マルタ・ルーマニア・スロバキア・スロベニア
南ア・トルコ・ウクライナ

WA 加盟ながら Group C の「4 か国」；クロアチア・インド・メキシコ・ロシア

WA 未加盟で Group B の「5 か国」；ベラルーシ・ブラジル・キプロス・アイスランド・カザフ
表中の「機微なもの」；告示貨物

省令 6 条二号・十八号・二十二～二十四号の窒化ガリウム基板品

省令 9 条十六号イ・ロのテルル系結晶